

徳島県下郡方言における
禁止相当の表現「レン・ラレン」の使用条件

小林花音

2023 (令和 5) 年 1 月提出

要旨

本論文では、徳島県下郡方言 (以下、下郡方言) で使用される禁止相当の表現 **raren** 形の使用条件を明らかにすることを目的とする。**raren** 形は香川県を除く四国の各地で使用が指摘されてきたが、その機能や使用条件について網羅的な研究はなされていなかった。そのため、**raren** 形の使用条件を明らかにするために、**raren** 形が若年層に使用される下郡方言で調査を行った。結果として、下郡方言における **raren** 形の使用条件は「禁止する行為を実行しようとしている、もしくは実行している」「話し手は行為の実現で生じる、自身より非話し手にとっての不利益を案じている」の2つであるという一般化を行った。

目次

1. はじめに.....	1
2. 下郡方言について.....	2
3. 先行研究.....	3
3.1. 四国方言における禁止表現のヴァリエーション.....	3
3.2. 各禁止表現の機能.....	4
3.3. 徳島方言における禁止表現の使い分け.....	4
3.4. raren 形の通時的成立過程.....	5
3.5. 問題点.....	6
4. 調査.....	6
4.1. 調査方法.....	6
4.2. 例文設定.....	7
4.3. 話者詳細.....	8
5. 各禁止表現の使用条件.....	9
5.1. raren 形.....	9
5.1.1. 禁止する行為を実行しようとしている, もしくは実行している.....	10
5.1.2. 話し手は行為の実現で生じる, 自身より非話し手にとっての不利益を案じてい る.....	13
5.2. runa 形.....	17
5.3. tara akan 形.....	18
6. おわりに.....	19
参照文献.....	21
付録.....	22
グロス・記号一覧.....	36

1. はじめに

本研究の目的は、徳島県下郡方言 (以下, 下郡方言) で用いられる禁止相当の表現である「レン・ラレン」の使用条件を記述し、その機能についても明らかにすることである。「レン・ラレン」(以下, *raren* 形) は(1)のように用いられる。しかし, *raren* 形の使用には条件があり, 母語話者 (筆者) の内省によると(2)や(3)の例文では容認できない。

- (1) *honnani kuraitokorode hon yomaren.*
honnani kurai=tokoro=de hon yom-raren
そんなに 暗い=ところ=INS 本 読む-PROH
「そんなに暗いところで本を読んではいけない。」
- (2) **poisute seraren.*
poisute s-e-raren
ポイ捨て する-THM-PROH
(看板)「ポイ捨てをしてはいけない。」
- (3) **watasiga utagawareruken honokotowa hanasaren.*
watasi=ga utagaw-a-reru=ken hono+koto=wa hanas-raren
私=FOC 疑う-THM-PASS=CSL その+こと=TOP 話す-PROH
「私が疑われてしまうからそのことは話してはいけない。」

なお, (1)(2)(3)全てにおいて, 禁止形式 *suruna* 「するな」, *sitara akan* 「してはいけない」は使用可能である。すなわち, *raren* 形が使える場合も使えない場合も, 上記 2 形式は使用可能である。ニュアンスは必ずしも同じではなく, これら競合 2 形式の使用条件については 5.2, 5.3 で簡単に取り上げる。

raren 形という形式そのものは, 四国方言の禁止表現に関する先行研究で使用が確認されていたが, その使用条件や機能に関しては十分な記述が行われていないままである (詳しくは 3.5 参照)。本論文では, 下郡方言の若年層を対象として行った筆者自身のフィールドワークに基づき, *raren* 形の使用条件について, 以下の点を示す。

- (4) *raren* 形は以下の 2 つの条件を満たすと容認されやすい。
- 禁止する行為を実行しようとしている, もしくは実行している
 - 話し手は行為の実現で生じる, 自身より非話し手にとっての不利益を案じている

上記の(1)が容認されるのは「そんなに」という言葉で発話時点に「本を読む」という行為を実行しているということと、暗いところで本を読むと目が悪くなるといった聞き手にとっての不利益を話し手が案じていることが明らかであるからと言える。上記の(2)が容認されないのは、看板による禁止文であるために聞き手が行為を実行しようとしているか明らかでないため、上記の(3)が容認されないのは、話し手の不利益を案じていることが明らかであるためと言える。

本論文の構成は、以下の通りである。2章で対象とする言語である下郡方言について、3章で四国方言における禁止表現のヴァリエーションやその機能の先行研究を提示する。そして、筆者による調査の概要を4章、5章でそこから考えられる各禁止表現の使用条件について言及する。6章でまとめと今後の課題を述べる。

2. 下郡方言について

本研究が対象とする地域は、徳島県徳島市と板野郡北島町である。徳島市と板野郡北島町は徳島県の東北部に位置する。徳島市は今切川を挟んで板野郡北島町と接しており、その板野郡北島町は旧吉野川を挟んで鳴門市と接している (図1に示す)。

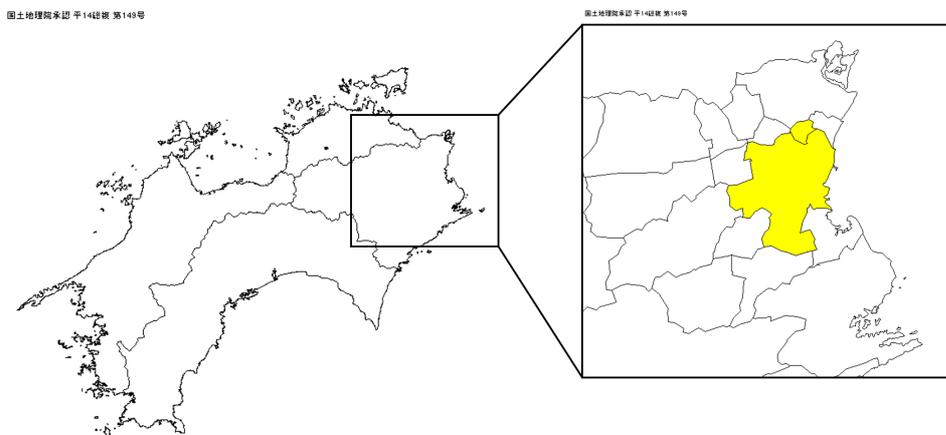


図1. 徳島県板野郡北島町と徳島市の地図 (黄色ハイライト部分)

[KenMap Ver9.2 を用いて筆者作成]

四国方言の方言区画に関して、東条 (1966) に従うと、阿讃予方言・土佐方言の2つに分類され、徳島県の方言は阿讃予方言にあたる。

徳島県方言の下位分類について、上野 (1997) は、アクセント・文法の相違をもとに、上郡方言・下郡方言・うわて方言・海部方言・山分方言の5つに分類している。本研究で取り扱う徳島市と板野郡北島町の方言は下郡方言にあたる (図2に示す)。



図2. 上野 (1997) が行った徳島県方言の下位分類

[KenMap Ver9.2 を用いて筆者作成]

3. 先行研究

本章では、四国方言における禁止表現形式のヴァリエーション、機能や使い分けについての先行研究を概観した上で問題点について述べる。

3.1. 四国方言における禁止表現のヴァリエーション

本節では、四国方言で使用される禁止表現形式を概観する。

岸江 (2008) は、香川県高松市から徳島県徳島市を経由して高知県土佐清水市までの沿岸の市町村を時計回りに、禁止表現「(子供たちにもうけんかを) するな・してはいけない」という場合にどう言うかを聞くグロットグラム調査を行っている。その結果、シタライカン、シタラアカン、シタライケン、セラレン、スナ、スンナ等の形式が見られると述べている。

まず、セラレンという形式だが、これは動詞「する」の未然形「せ」に助動詞「れる・られる」の打消形にあたる～レン・ラレンの内の、～ラレンが下接したものである。五段活用動詞には～レン、それ以外の動詞には～ラレンが下接し、禁止の意味を表す。遠藤 (1979) の「セラレン」の調査では香川県を除く四国全域、岸江 (2008) の調査では徳島県と高知県で使用が見られる。

次にスナという形式は、岸江 (2008) の調査結果では徳島県南部にまとまって見られる。徳島県下では他にも山城町、西祖谷山村など徳島県西部域の山分方言で用いられる。この形式は「する」の古形式である終止形「す」に禁止の「な」がついたものと、岸江 (2008) や上野 (1996) で指摘される。他には、カ行変格活用動詞「来る」の古形式「来」においてもこの形式が用いられる。スンナという形式は、上野 (1996) では動詞の終止連体形+「な」の形式の動詞活用語尾が撥音便化したものとされる。

シタライカン、シタラアカンという形式に関して、従来使用されてきたシタライカンとい

う形式と置き換わる形式がシタラアカンであると、岸江 (2008) は指摘している。四国全域の老年層と中学生を対象に各禁止表現形式の使用の有無を調査した高橋 (1991) では、シタライカンという形式は四国四県の中学生がほぼ全域で用いているが、岸江 (2008) の調査では徳島県で世代差があり、特に中・若年層で使用が激減しているという結果が見られる。また、徳島方言を記述した金沢 (1951) や金沢 (1976) では項目として立てられていなかったシタラアカン形式は現在、徳島市や鳴門市では禁止表現の代表的な形式となりつつあるという結果が見られる。

この他にも四国では動詞連用形+「な」の形が用いられるが、地域差があり高知県方言では多く聞かれ、徳島県、愛媛県、香川県の各方言では少ないようである。

3.2. 各禁止表現の機能

本節では、前節で見た四国方言における各禁止表現の機能について概観する。以下、本稿では表 1 の通りに各禁止表現を表記する。

表 1. 本稿における禁止表現の表記形式

レン・ラレン	スルナ	タラアカン
raren 形	runa 形	tara akan 形

まず、raren 形について多くの文献で機能について触れられているが未だに明らかになっていないことが多い。その機能について、加藤 (1970) は「多少やわらかみがある表現」、上野 (1996) は「強烈な禁止にはなりえず、柔らかな表現として今日まで用いられている」と述べている。このようにほとんどの文献でやさしい禁止表現として説明されているが、これ以上深く掘り下げた文献は見当たらない。

runa 形について、小野 (1995) は「強い禁止」、上野 (1996) は文末助詞などを付けて和らげることはあるにしても「強い語勢の表現と意識されている」と述べている。標準語で見られる同じ形式「するな」は、仁田 (2003) によると「もっとも直接的に聞き手の行為の実行を禁止する形式で、強圧的な印象を与える」。徳島方言における runa 形も標準語と同じような機能を持っていると考えることができる。

tara akan 形について、小野 (1995) は「強い禁止の気持ちを込める、強くとめようとするとき」に容認されると述べている。上野 (1996) の調査の中でも「強い表現」とする回答が見られた。GAJ には 221・223 図に「行く」の禁止系「(やさしく/きびしく) そっちへ[行くな]」があるが、やさしい禁止では raren 形、きびしい禁止では tara akan 形が多く見られる。

3.3. 徳島方言における禁止表現の使い分け

本節では、徳島方言における禁止表現の使い分けを概観する。

上野 (1996) は、徳島方言における方言文法の意識調査を行っている。禁止表現に関しては、終止連体形+ナ (本稿における *runa* 形)、連用形+ナ、古終止形+ナ、動詞未然形+レン・ラレン (本稿における *raren* 形)、動詞連用形+タラアカン (本稿における *tara akan* 形) の五形式と動詞の種類を変数としている。そして、それぞれで (ア) よく言う、(イ) たまに言う、(ウ) 自分では言わないが、聞いたことがある、(エ) まったく聞かない、のいずれであるかを判定してもらう。この調査では、全体を通して年代別の大きな推移と明確な男女差を確認することを目的としている。上野 (1996) によると、*raren* 形は女性の方に使用意識が高い形式、*runa* 形は男性においてその使用意識が高い形式、*tara akan* 形は全年代を通してほとんどの男女が使用する形式であるとまとめている。

岸江 (2008) は、生え抜きの徳島県民に対して具体的な場面を掲示して、その際、どういう発話行為を行うかをアンケート用紙に自由に書いて回答してもらう調査を行っている。《禁止》の項目では「町内のゴミ捨て場に指定されたゴミ以外のものがよく捨てられることがあり、町内会でゴミの当番を決めて、ちゃんと決められたごみを捨てているかどうか監視することになりました。あなたが当番の時、近所の小学生の男の子が指定外のゴミを捨てに来ました。」という状況を掲示し、どのような発話をするか回答してもらった。そしてその結果を《直接的禁止 I・II》《間接的禁止》《依頼 I・II》《理由》の 6 つに分類している。本稿で取り上げる形式を例に挙げると、*raren* 形は《間接的禁止》、*runa* 形は《直接的禁止 I》、*tara akan* 形は《直接的禁止 II》に分類されている。

3.4. *raren* 形の通時的成立過程

本節では *raren* 形の通時的成立過程についての先行研究を概観する。

raren 形の通時的成立過程については助動詞「れる・られる」の意味に着目して、不可能説、尊敬説、受け身・自発説などが存在する。まず、渋谷 (2002: 12) は四国・中国・東北地方の一部では、助動詞レル・ラレルによる否定可能文が禁止表現として文法的・固定的に用いられていると述べている。

- (5) *honna koto iwarenyo*¹.
honna koto iw-raren=yo
 そんな こと 言う-PROH=SFP
 「そんなことを言うてはいけない。」

[渋谷 2002: 12 (27a)]

不可能の表現は「できない」という事実を示すことで語用論的に禁止を表すが、こういった地域では禁止の意味はもはや聞き手の推論にたよる必要はなく、形式に焼き付けられた意

¹ (5)は渋谷 (2002: 12) の例文を引用したものであるが、本稿の例文表示法に合わせて改変する。

味であると渋谷 (2005) は述べている。また、遠藤 (1979) においても、加藤 (1970) で述べられた四国方言のレン・ラレン形と中国方言の敬語的禁止表現レナ・ラレナ形の関連性を説明することは難しいとした上で、不可能表現を語用論的に禁止表現として使用しているものがレン・ラレン形であると主張している。また、上野 (1996) では、レヘン・ラレヘン形が否定・受け身の専用形になったことで、レン・ラレン形が否定・自発を一手に背負うことになったと主張している。

3.5. 問題点

前述したように、**raren** 形は香川県を除く四国の各地域で確認されているが、通時的成立過程について言及しようとしているものが多く、例文や **raren** 形について使用条件や機能、他の表現との使い分けなどを網羅的に記述した先行研究は少ない。上野 (1996) は徳島県における各禁止表現の使用状況を調査しているが、明確な状況設定がなされていない。結果に対する分析も男女差に関して述べているのみで使用条件などが明らかにされていない。また、「まったく聞かない」と答えた項目のデータが示されておらず、否定証拠の提示が不十分である。岸江 (2008) は具体的な場面（「禁止」「依頼」など）を提示してどういう発話行為を行うかをテーマにアンケート調査を行っているが、第一回答しか集めておらず語彙や状況などの変数が十分でない。

このように使用条件が明らかでないため、**raren** 形の機能についても曖昧な記述にとどまる。通時的成立過程についても、渋谷 (2002) が「どのような条件のもとで禁止の意味化が進むのかは不明である」と述べているように、解釈が分かれており未だ明らかではない。

そのため、未だ網羅的な研究がされていない **raren** 形について、細かに状況設定をした上で使用条件を明らかにして網羅的に記述する。そして、その共時的な研究を基礎として **raren** 形が禁止を表すようになったプロセスについても考察を進める。

4. 調査

本章では筆者が下郡方言母語話者に対して行った調査の概要についてまとめる。調査票は本論文末尾にその結果と共に、付録として添付する。

4.1. 調査方法

今回は対面での聞き取り調査と Google Forms を用いたアンケート調査を行った。対面の聞き取り調査では下郡方言母語話者 2 名に状況設定を提示しどのような発話をするか回答してもらった。Google Forms を用いたアンケート調査は 2 度実施した。1 回目は下郡方言母語話者 7 名に標準語の例文を提示し、下郡方言で使用される禁止表現の内、容認できるものをすべて選んでもらった。2 回目は下郡方言母語話者 22 名に **raren** 形を用いた例文を提示し、容認度を選んでもらう調査を実施した。容認度は図 3 の通りの 7 段階で設定し、自分があては

まると思うものを選んでもらった。

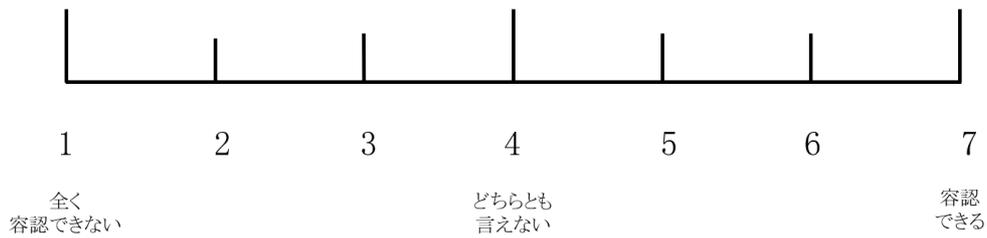


図 3. 容認度を答えるアンケート調査の 7 段階

4.2. 例文設定

今回調査で用いた例文は全て筆者が作成した。例文で用いる動詞は工藤 (2014) がアスペクトの観点から見て下位分類したものを参考にしている。下位分類は以下の 6 つで、動詞をいくつか例示する。

- (6) a. 主体動作客体変化動詞…開ける, 壊す, 取る, 畳む
- b. 主体変化主体動作動詞…着る, 脱ぐ, 座る, 行く
- c. 主体変化動詞…広がる, 汚れる, 開く, 止まる, 咲く
- d. 主体動作動詞…歩く, 動かす, 食べる, 書く
- e. 現象動詞…泣く, 笑う, 吹く, 回る
- f. 状態動詞…考える, 驚く, くらくらする, 疲れる

今回, 工藤 (2014) の分類を参考にしたのは母語話者 (筆者) の内省では, 例文(7)と(8)のように禁止をするタイミングが同じでも容認できない場合があり, 動詞の語彙的意味によって *raren* 形の容認度に影響を及ぼすと考えたからだ。(7)では *raren* 形は容認されない。

- (7) (おもちゃが少し壊れている, それをさらに叩いて壊している子供に)

**honomotya kowasarenyo.*
hono+omotya kowas-raren=yo
 その+おもちゃ 壊す-PROH=SFP
 「そのおもちゃを壊してはいけないよ。」

- (8) (職員室に行っている生徒に)

<i>ima kaigityuuyaken</i>	<i>syokuinsitu</i>	<i>ikarenyo.</i>
<i>ima kaigi+tyuu=yar-Ø=ken</i>	<i>syokuinsitu</i>	<i>ik-raren=yo</i>
今 会議+中=COP-NPST=CSL	職員室	行く -PROH=SFP

「今会議中だから職員室に行ってはいけないよ。」

しかし、今回の調査結果から工藤 (2014) の分類で **raren** 形が接続できる動詞をカテゴリライズできないことが分かったため、工藤 (2014) の分類の基準などについては深く触れないこととする。5.1.1 で述べるが、**raren** 形は〈制止的禁止〉を言いたい場合には持続性のある動きをもつ動詞のみ接続することができる。(7)の例文で **raren** 形が容認されなかったのは、「壊す」という動詞が持続性を持たないと判断されたためだと考えられる。

また、今回、例文(9)のような無生物主語を取るような動詞、例文(10)のような意志性がない動詞を除きながら語彙を選出して例文を作成した。

(9) **doa akaren.*

doa ak-raren

ドア 開く-PROH

「ドアは開いてはいけない。」

(10) **kurakura seraren.*

kurakura s-e-raren

くらくら する-THM-PROH

「くらくらしてはいけない。」

4.3. 話者詳細

本節では今回の調査対象となった話者について述べる。調査対象となった話者の年齢、性別、外住歴について、表 2、表 3、表 4 にまとめている。

表 2. 話者詳細 (対面での聞き取り調査)

	年齢	性別	外住歴
①	24	女性	なし
②	30	男性	18～22 歳 大阪府

表 3. 話者詳細 (Google Forms でのアンケート調査)

	年齢	性別	外住歴
①	21	男性	なし
②	21	女性	18 歳～ 東京都
③	22	女性	なし
④	22	女性	なし

⑤	22	女性	18歳～ 東京都
⑥	22	女性	18歳～ 愛媛県
⑦	24	女性	なし

表 4. 話者詳細 (Google Forms でのアンケート調査)

	年齢	性別	外住歴
①	20	女性	18歳～ 京都府
②	20	女性	0～5歳, 8～11歳 沖縄県
③	21	女性	18歳～ 兵庫県
④	21	女性	18歳～ 大阪府
⑤	21	男性	なし
⑥	21	女性	なし
⑦	21	女性	18歳～ 愛媛県
⑧	21	女性	なし
⑨	22	女性	なし
⑩	22	男性	19歳～ 京都府
⑪	22	女性	18歳～ 愛知県
⑫	22	女性	19歳～ 兵庫県
⑬	22	男性	18歳～21歳 海外
⑭	22	男性	20歳～ 東京都
⑮	22	女性	18歳～ 東京都
⑯	22	女性	なし
⑰	22	女性	18歳～ 東京都
⑱	22	女性	19歳～ 高知県
⑲	22	女性	18歳～ 香川県
⑳	22	女性	20歳～ 兵庫県
㉑	23	女性	なし
㉒	25	女性	なし

5. 各禁止表現の使用条件

5.1. raren 形

本節では raren 形の使用条件について概観する。raren 形の使用条件は以下の 2 つである。

- (11) 禁止する行為を実行しようとしている, もしくは実行している

(12) 話し手は行為の実現で生じる、自身より非話し手にとっての不利益を案じている

5.1.で(11)禁止する行為を実行する前である、もしくは既に実行している、という条件について、5.1.2で(12)話し手は行為の実現で生じる、自身より非話し手にとっての不利益を案じているという条件について概観する。

5.1.1. 禁止する行為を実行しようとしている、もしくは実行している

高木 (2009) は禁止表現を下位分類するときには「禁止の対象となる行為がいつ行われるか」という基準を用いることが多いと述べている。高木 (2009) はその基準に基づいて、例文(13)のように聞き手が既に実行している行為に対して行われる〈阻止的な禁止〉、例文(14)のように前もって行為の実行を禁止する〈予防的な禁止〉の2つが一般的であると記述している。

(13) [相手がいまタバコを吸っているという状況で] おい、ここでタバコを吸うな。

[高木 2009: 136 (36)]

(14) [相手はいまタバコを吸っているわけではないという状況で]

ここは喫煙禁止だから、ここではタバコを吸うな。 [高木 2009: 136 (37)]

それらの基準を参考に、禁止をするタイミングを変数として (禁止の対象となる行為の「前」「直前」「最中」「後」か) で調査を行った結果、下郡方言における *raren* 形は禁止の対象となる行為を実行する「前」「直前」「最中」に容認されることが分かった。(15)は禁止をするタイミングが「直前」、(16)は禁止をするタイミングが「最中」の例文である。

(15) *tyotto doa akerarenyo.*

tyotto doa ake-raren=yo

ちょっと ドア 開ける-PROH=SFP

(ドアを開けようとドアノブを掴んでいる人に)

「ちょっと、ドアを開けてはいけないよ。」

(16) *hore abunaiken suwararenyo.*

hore abuna-i=ken suwar-raren=yo

それ 危ない-NPST 座る-PROH=SFP

(壊れている椅子に座っている人に) 「それは危ないから、座ってはいけないよ。」

このように、禁止となる行為が行われるタイミング「前」「直前」「最中」であれば *raren*

形は容認されるが、例外も2つある。1つは *raren* 形に持続性を持たない動詞が接続して〈阻止的な禁止〉を言いたい場合、もう1つは一般的な禁止事項を言う場合である。

まず、*raren* 形が接続する動詞が持続性を持たないと判断された場合、禁止となる行為が行われるタイミング「最中」では *raren* 形は容認されない。仁田 (2009: 76) は高木 (2009) と似た禁止の下位分類²を行った上で、それぞれで使用される動詞のタイプについて言及している。〈持続性を持たない動きを表す動詞〉「死ぬ」「帰る」などは〈予防的な禁止〉にのみ、〈持続性を持った動きを表す動詞〉「喋る」「座る」などは〈予防的な禁止〉と〈阻止的な禁止〉のどちらにも使うことができる。今回の調査結果を見ると *raren* 形もそのように振舞うことが分かる。但し、持続性を持つとも持たないとも考えられるタイプの動詞が *raren* 形に接続する場合、同じ例文を提示しても容認度が変わることがある。(17)は持続性を持つと判断した場合、(18)は持続性を持たないと判断した場合の例文である。

(17) 持続性を持つ (「歩く」を「進む」) と判断した場合

<i>hanano</i>	<i>ue</i>	{ <i>arukarenyo/</i>	<i>aruitara</i>	<i>akanyo</i> }.
<i>hana=no</i>	<i>ue</i>	{ <i>aruk-raren=yo/</i>	<i>aruk=tara</i>	<i>akan=yo</i> }
花=GEN	上	{歩く-PROH=SFP/	歩く=CSL	いけない=SFP}

(花畑に入っている人に) 「花の上を歩いてはいけないよ。」

(18) 持続性を持たない (「歩く」を「入る」) と判断した場合

<i>hanano</i>	<i>ue</i>	{* <i>arukarenyo/</i>	<i>aruitara</i>	<i>akanyo</i> }.
<i>hana=no</i>	<i>ue</i>	{ <i>aruk-raren=yo/</i>	<i>aruk=tara</i>	<i>akan=yo</i> }
花=GEN	上	{歩く-PROH=SFP/	歩く=CSL	いけない=SFP}

(花畑に入っている人に) 「花の上を歩いてはいけないよ。」

今回の調査で「花の上を歩いてはいけない」を提示した時、容認できるとした人とできないとした人に分かれた。持続性に注目すると、容認できるとした人は(17)のように「花の上を踏みながら進む」、容認できないとした人は(18)のように「花のあるところに入る」と解釈したと分析できる。

もう1つの例外は一般的な禁止事項を言う場合である。下郡方言母語話者(筆者)の内省を元に考えると例文(19)や(20)のように看板やルールを教える状況では *raren* 形は容認されない。

(19) *kankyouni waruiken osui kawani* {**nagasaren/*

² 仁田(2009: 76)は禁止表現を〈未然防止〉と〈続行阻止〉に下位分類している。先に挙げた高木 (2009) とは〈未然防止〉が〈予防的な禁止〉, 〈続行阻止〉が〈阻止的な禁止〉と対応している。

kankyō=ni waru-i=ken osui kawa=ni {nagas-raren/
環境=DAT 悪い-NPST=CSL 汚水 川=DAT {流す-PROH/

nagasuna/ nagasitara akan}.

nagas-runa/ nagas-i=tara akan}

流す-PROH/ 流す-THM=CSL いけない}

(看板) 「環境に悪いから汚水を川に流してはいけない。」

- (20) sake{*nomarenyo/ nondara akanyo}.
- sake {nom-raren=yo/ nom=dara akan=yo}
- 酒 {飲む-PROH=SFP/ 飲む=CSL いけない=SFP}

(「日本では 20 歳未満が飲酒をしてはいけない」というルールを

韓国から来た人に教えるように)

「酒を飲んではいけないよ。」

このことを言い換えると、禁止の対象となる行為を実行する「前」「直前」だとしても、実際に行おうとしていなければ *raren* 形が容認されないということになる。つまり、禁止の対象となる行為を実行するタイミングだけではなく、その行為を実際に行おうとする意志や予兆が *raren* 形の容認度に影響を与えるということになる。

ここまで *raren* 形が容認される基本的な使用条件とその例外を述べてきたが、反対に *raren* 形が基本的に使用できない条件とその例外についても言及しておく。禁止の対象となる行為を実行しようとしている、もしくは実行している場合で *raren* 形が容認される一方で、例文(21)のように、禁止の対象となる行為を実行した「後」では基本的に *raren* 形は容認されない。

- (21) honodoa {*akerarenyo/ aketara akanyo}.
- hono+doa {ake-raren=yo/ ake=tara akan=yo}
- その+ドア {開ける-PROH=SFP/ 開ける=CSL いけない=SFP}

(ドアを開けてしまった人に) 「そのドアを開けてはいけないよ。」

但し、禁止の対象となる行為を実行した「後」でも *raren* 形が容認されることがある。

- (22) *nakarenyo.

nak-raren=yo

泣く-PROH=SFP

(先ほどまで泣いていた人に) 「泣いてはいけないよ。」

(23) *mou nakarenyo.*

mou nak-raren=yo

もう 泣く-PROH=SFP

(先ほどまで泣いていた人に) 「もう泣いてはいけないよ。」

先ほどまで泣いていた人に対して「泣いてはいけない」と言いたい場合、基本的には例文(22)のように *raren* 形は容認されない。しかし、副詞モウが共起することで例文(23)のように容認されるようになる。副詞モウがつくことで先ほどまで泣いていたことに対する禁止ではなく、次に泣かないように言う〈予防的な禁止〉に変化して、*raren* 形が容認される。

5.1.2. 話し手は行為の実現で生じる、自身より非話し手にとっての不利益を案じている

次に、2つ目の使用条件である「話し手は行為の実現で生じる、自身より非話し手にとっての不利益を案じている」について概観する。

高梨 (2007) は、ある事態が実現することに対する、必要だ、必要ではない、許容される、許容されないといった評価的な捉え方を表すモダリティを評価のモダリティと呼んでいる。評価のモダリティ形式のうち、評価の対象となる事態が①聞き手の、②制御可能な、③未実現の行為であるとき、行為要求の機能を帯びる。さらに、その行為要求の機能を下位分類する際の観点の1つに、その行為の実現(非実現)が誰にとって有益かということがあると高木 (2009: 36) は述べている。その観点を踏まえて調査を行った結果、*raren* 形は話し手が行為の実現で生じる、自身より非話し手にとっての不利益を案じている場合に容認されやすいことが分かった。

今回、この使用条件を確かめるために容認度を答えてもらうアンケート調査を実施したが、母語話者(筆者)の内省に基づいて立てた仮説(表5に示す)を元に例文を作成した。例文を作成する際、行為の実現によって誰に不利益が生じるかという点を変数に設定した。そして、その例文を聞き手や第三者に不利益が生じる条件(以下、非話し手不利益条件)と話し手に不利益が生じる条件(以下、話し手不利益条件)の2つに分けて結果をまとめたものが表6と表7である。

表5. 母語話者(筆者)の内省に基づく容認可能性

容認可能性	話し手	聞き手
×	不利益	不利益
×	不利益	—
○	—	不利益
○	不利益	不利益

表 6. 容認度アンケート調査結果一覧

		不利益が生じる対象				容認度							平均
		話し手	聞き手	第三者		1	2	3	4	5	6	7	
非話し手 不利益 条件	a	直	直	—	人 数	0	1	0	0	1	1	19	6.64
	b	直	間	—		0	1	2	1	2	2	14	6
	c	直	直	直		0	1	0	0	2	6	13	6.32
	d	直	間	直		0	0	1	2	3	6	10	6
話し手 不利益 条件	e	間	直	—		0	3	5	6	3	0	5	4.32
	f	間	直	—		0	2	2	3	4	3	8	5.27
	g	間	直	直		0	1	1	1	5	5	9	5.77
	h	間	直	—		0	2	2	0	2	1	15	5.95
	i	直	間	—		0	1	3	5	0	3	10	5.41

注) 直…直接的な不利益, 間…間接的な不利益³

複数の対象に不利益が生じる場合, 太字で表記している不利益を一番案じている
容認度平均は小数点第3位以下を四捨五入して表記

表 7. 容認度アンケート調査結果

	最大値	最小値	中央値	平均値
非話し手不利益条件	6.64	6	6.16	6.24
話し手不利益条件	5.95	4.32	5.41	5.34

表 7 の結果を見ると, 話し手不利益条件より非話し手不利益条件の例文での容認度の方が高いことが分かる。つまり, 聞き手や第三者に不利益が生じる状況の方が *raren* 形の容認度が高くなるということである。以下, 調査で用いた例文などを挙げながら詳述する。

まず *raren* 形は禁止の対象となる行為の実現が非話し手にとって不利益である場合に容認されやすい。筆者の内省によると, (24a)は聞き手にとってその行為の実現が不利益となる例文で *raren* 形が容認される。一方で (24b)は話し手のみに不利益となる例文で *raren* 形は容認されない。

(24) a. *kimiga utagawareruken honokoto iwaren.*

³ 本稿では直接的な不利益を①, 間接的な不利益を②のようなものと区別している。

① 直接的な不利益: その行為によって生じる物的被害

② 間接的な不利益: その行為によって生じる副次的被害, または心的被害

kimi=ga	utagaw-rareru=ken	hono+koto	iw-raren
君=FOC	疑う-PASS=CSL	その+こと	言う-PROH

「君が疑われるから、そんなこと言ってはいけない。」

b. **watasiga utagawareruken hononakoto iwaren.*

watasi=ga	utagaw-rareru=ken	hono+koto	iw-raren
私=FOC	疑う-PASS=CSL	その+こと	言う-PROH

「私が疑われるから、そんなこと言ってはいけない。」

「言う」という行為を実現することが「疑われる」という聞き手にとっての不利益となる。また、例文(24a)の「君」を「彼」に置き換えて不利益の対象を第三者にしても同じように *raren* 形は容認される。

(24b)で見たように話し手のみに不利益が生じる場合、*raren* 形は容認されない。しかし、行為の実現が話し手だけでなく非話し手にとっても不利益となれば *raren* 形が容認されることがある。(25)がその例である。

(ぐらぐらして倒れそうな本棚が目の前にあり、それを触ろうとしている人がいる)

(25) *hore taositara watasitokimi dottimo kegasurusi*
hore taos-i=tara watasi=to=kimi dottimo kegas-ru=si
 それ 倒す-THM=CSL 私=CJP=君 どちらも 怪我する-NPST=CJP

tokuni kimi ima kossetusitotte
tokuni kimi ima kossetus-i-toru=te
 特に 君 今 骨折する-THM=CNT=CSL

yokerennyaken sawararen.
yoke-re-n=no=yar-Ø=ken sawar-raren
 避ける-POT-NEG=FN=COP-NPST=CSL 触る-PROH

「それを倒したら私と君のどちらも怪我をするし、特に君は今骨折してよけられないのだから触ってはいけない。」

「触る」という行為を実現することが話し手だけでなく、聞き手にとっても不利益になると考えられる。このような場合、*raren* 形は容認されるが1点、注意すべきことがある。それは、話し手が誰にとっての不利益を一番に案じているかということである。*raren* 形は、行為の実現で生じる話し手自身にとっての不利益より聞き手にとっての不利益を案じている場合

に容認されやすい。例文(25)は話し手自身が怪我をする可能性があるということより、話し手より怪我をする可能性が高い聞き手を案じているために *raren* 形が容認されている。一方で、話し手自身の身を案じていると捉えられる(26)のような例文では *raren* 形の容認度が下がる。

- (26) *hore taositara* *kossetusitoruwatasiwa*
hore taos-i=tara *kossetus-i-toru=watasi=wa*
 それ 倒す-THM=CSL 骨折する-THM-CNT=私=TOP
- zettai yokerensi* *kimimo* *okorareruken*
zettai yoker-re-n=si *kimi=mo* *okor-rareru=ken*
 絶対 避ける-POT-NEG=CSL 君=ADD 怒る-PASS=CSL

sawararen.

sawar-raren

触る-PROH

「それを倒したら骨折している私は絶対によけられないし、君も怒られてしまうから触ってはいけない。」

特に、話し手が案じている自身にとっての不利益が間接的なものである場合、*raren* 形は容認されにくい。以下の例文(27)の通りである。

- (27) **hore taositara* *kimi* *kegasitesimauyo*
hore taos-i=tara *kimi* *kegas-i-tesimau=yo*
 それ 倒す-THM=CSL 君 怪我する-THM-AUX=SFP

watasimo zettaini okoraretesimauken *sawararen.*

watasi=mo zettaini okor-rareru-tesimau=ken *sawar-raren*

私=ADD 絶対に 怒る-PASS-AUX=CSL 触る-PROH

「それを倒したら君は怪我をしてしまうよ。私も絶対に怒られてしまうから触ってはいけない。」

(27)の場合、行為の実現によって聞き手に不利益が生じることについても触れているが、話し手にとっての間接的な不利益を敢えて口にする事で本当に案じているのがそちらであると捉えられてしまう。つまり、話し手は行為の実現で生じる、自身にとっての不利益より非話し手への不利益を案じているという条件を満たさなくなることで *raren* 形の容認度が下が

る。

5.2. runa 形

本節では調査項目として立てた禁止表現 runa 形の使用について概観する。

禁止表現 runa 形は、本調査ではほとんど容認されなかった。調査の中で下郡方言母語話者から「きつい印象を与えるから私は使わない」というコメントがあった。仁田 (2003: 129) は標準語において、個人的な希望によって禁止する場合には「するな」は自然になると述べていたが、今回の調査ではそのような場合でも(28)の通り、runa 形は容認されなかった。

- (28) *hore* {**sawaruna/* **sawararen/* **sawattara akan/*
hore {*sawar-runā/* *sawar-raren/* *sawar=tara akan/*
それ {触る-PROH/ 触る-PROH/ 触る=CSL いけない/

sawarantotte}

sawar-a-n-tok=te}

触る-THM-NEG-CNT=SFP}

(発話者は自分の作品に触られて嫌だと感じている)「それに触るな。」

しかし、runa 形の持つ直接的な印象を他の表現でやわらげることで容認されることもある。今回の調査では例文(29)で runa 形が容認された。

- (29) *nakuna.* *kini* *seraren.*
naku-runā *ki=ni* *s-e-raren*
泣く-PROH 気=DAT する-THM-PROH

「泣くな。気にはしてはいけない。」

runa 形と raren 形を合わせて用いることで、runa 形の直接的な印象を和らげることができる。また、下郡方言母語話者は「発話する時に冗談であるかのような口調にすると良い」とコメントしていた。このほかにも助詞を共起させるという方法がある。村中 (2009: 13) は runa 形に文末助詞ダが接続するとやわらいだり、ややふざけた感じになったりするという例を挙げている。下郡方言母語話者 (筆者) の内省でも和らげる効果を感じる (例文(30)に示す)。

- (30) *honnani* *nakunada.*
honnani *naku-runā=da*
そんなに 泣く-PROH=SFP

「そんなに泣くなよ。」

5.3. tara akan 形

本節では tara akan 形の使用について概観する。

今回の調査では, tara akan 形は広範囲で容認された。raren 形が禁止の対象となる行為を実行するタイミングによって容認度が変化する一方, tara akan 形はその変数によって容認度が変わるという結果は見られなかった。例文(31)のように行為が既に実行されてしまった場合, raren 形は容認できないが, tara akan 形は容認できる。

- (31) *hore* {**akeraren=yo/* *aketara* *akanyo*}.
 hore {*ake-raren=yo/* *ake=tara* *akan=yo*}
 それ{開ける-PROH=SFP/ 開ける=CSL いけない=SFP}
 (開けてはいけないドアを開けてしまった)「それを開けてはいけないよ。」

また, tara akan 形は聞き手に生じる直接的な不利益が明確な場合, 容認されやすい ((32)に示す)。

- (32) a > > b.
 a. 聞き手への直接的被害が明確な場合
 「未成年が飲酒すると罰金があるからお酒を飲んではいけない。」
 b. 聞き手への直接的被害が明確ではない場合
 「未成年が飲酒するのは駄目だからお酒を飲んではいけない。」

そして, tara akan 形は緊急性が高い場合, 短縮した形でのみ容認されることがある。

- (33) *tyotto* *akan.* *tatte.*
 tyotto *akan.* *tat=te*
 ちょっと いけない 立つ=SFP
 (壊れている椅子に座っている人に)「ちょっと, (座っては)いけない。立つて。」

例文(33)のように緊急性が高い状況で禁止をする時, tara akan 形は短縮された akan 形だけで発話される。これは緊急性が高い場合, 一刻も早く禁止する必要があるため短い発話が好まれるということを示している。

6. おわりに

下郡方言に見られる *raren* 形の使用についてまとめる。

raren 形の使用条件は「禁止する行為を実行しようとしている、もしくは実行している」と「話し手は行為の実現で生じる、自身より非話し手にとっての不利益を案じている」の2つである。聞き手が禁止の対象となる行為を実行しようとしている、もしくは実行している場合に行為で生じ得る聞き手にとっての不利益を案じることで禁止するという意味で *raren* 形が使用される。しかし、その聞き手にとっての不利益より話し手自身の不利益を案じている様子が見られると *raren* 形は容認されにくくなる。

今後の課題は以下に述べる通りである。以下の例文(34)は *raren* 形が容認されるが、(35)は容認されない。2つの例文の違いは不利益の具体的な内容の違いである。「触ると嫌な思いをする」と「触ると怒られる」は今回筆者が設けた区別によると、間接的な不利益としてとらえることができる。つまり、*raren* 形の使用条件が5章で述べた2つでは説明することができず、不利益の種類を見直した上で新たに設定する余地がある。

(34) *hore sawattara okorarete*

hore sawar=tara okor-rareru=te
それ 触る=CSL 怒る-PASS=CSL

iyanaomoisurudakeyo. sawararen.
iyana+omoi=suru=dake=yo sawar-raren
嫌な+思い=する=だけ=SFP 触る-PROH

「それ触ったら嫌な思いするだけだよ。触らない方がいい。」

(35) **hore sawattara okorareruken sawararen.*

hore sawar=tara okor-rareru=ken sawar-raren
それ 触る=CSL 怒る-PASS=CSL 触る-PROH

「それを触ると怒られるから触らないほうがいいよ。」

また、*raren* 形の使用可否を調査した際、他の禁止表現の使用可否についての調査がおろそかになっており、データを十分に揃えた上での一般化を行うことができなかった。そのため、他の禁止表現との関係の比較・再検討も今後の課題とする。

そして、*raren* 形の通時的成立過程について本文では触れなかったが、筆者は助動詞「れる・られる」の〈(不)可能〉に由来したものであると考える。そして元来不可能形式だった *raren* 形は固定的に〈禁止〉の機能を持つようになった。*raren* 形が固定化した表現は(36a)のように不可能形式での〈禁止〉を言う際に *raren* 形が容認できないことや(37)のように *raren* 形が過

去形との取り換えができないことから言える。

- (36) *konomiti tuukoudomeyaken toorarenyo.*
kono+miti tuukoudome=yar-Ø=ken toor-raren=yo
この+道 通行止め=COP-NPST=CSL 通る-PROH=SFP
a. 「*この道は通行止めだから通ることができないよ。」
b. 「この道は通行止めだから通ってはいけないよ。」

- (37) **asokode oyogarenkatta.*
asoko=de oyog-raren=kar-ta
あそこ=INS 泳ぐ-PROH=COP-PST
「あそこで泳いではいけなかった。」

この *raren* 形の通時的成立過程の仮説を裏付けるためには徳島県下郡方言での可能表現の使い分けの変遷について調べると同時に、他の〈尊敬説〉〈受け身説〉〈自発説〉についても確かめる必要があり、この点についても今後の課題とする。

参照文献

- 遠藤潤一 (1979) 「四国における禁止の一表現法<言ワレン・捨テラレン>の系譜について」 平山輝男博士古稀記念会 (編) 『現代方言学の課題 第3巻 史的研究編』 405-432. 東京: 明治書院.
- 金沢治 (1951) 『阿波言葉の語法』 徳島: 徳島市中央公民館附属図書館.
- 金沢治 (1976) 『改訂阿波言葉の辞典』 徳島: 小山助学館.
- 加藤信昭 (1970) 「四国方言の文法」 平山輝男博士還暦記念会 (編) 『方言研究の問題点』 296-318. 東京: 明治書院.
- 岸江信介 (2008) 「四国方言における禁止表現と禁止表現行動」 山口幸洋博士の古希をお祝いする会 (編) 『山口幸洋博士古希記念論文集 方言研究の前衛』 29-46. 富山: 桂書房.
- 工藤真由美 (2014) 『現代日本語ムード・テンス・アスペクト論』 東京: ひつじ書房.
- 村中淑子 (2009) 「徳島方言の文末助詞ダについて—文法的性質と意味—」 『国際文化論集 =Intercultural studies』 41: 1-33.
- 仁田義雄 (2003) 『現代日本語文法4 第8部モダリティ』 東京: くろしお出版.
- 仁田義雄 (2009) 『日本語のモダリティとその周辺』 東京: ひつじ書房.
- 小野米一 (1995) 「徳島県鳴門市方言の否定の表現」 『方言資料叢刊』 5: 249-258.
- 渋谷勝己 (2002) 「可能表現」 大西拓一郎 (編) 『方言文法調査ガイドブック』 7-27. 東京: 国立国語研究所.
- 渋谷勝己 (2005) 「日本語可能形式にみる文法化の諸相」 『日本語の研究』 1(3): 32-46.
- 高木千恵 (2009) 「禁止表現」 大西拓一郎 (編) 『方言文法調査ガイドブック3』 131-154. 東京: 国立国語研究所 全国方言調査委員会.
- 高橋顕志 (1991) 『四国言語地図—1990—』 私家版.
- 高梨信乃 (2007) 「評価のモダリティと実行のモダリティ」 『神戸大学留学生センター紀要』 13: 35-54.
- 東条操 (1966) 『国語の方言区画』 東京: 東京堂.
- 上野和昭 (1996) 「徳島方言の禁止表現をめぐって」 『徳島大学国語国文学』 9: 26-39.
- 上野和昭 (1997) 『徳島県のことば』, 日本のことばシリーズ 36. 東京: 明治書院.

付録

以下では、調査例文とその結果を記載する。

調査の段階では、**raren** 形の使用条件を調べるために様々な条件を設定していた。本文では触れていない条件として、「行為の実現後の状態 (継続しているかどうか)」「行為の実現後、その行為をしたという証拠があるか」「禁止される行為で発話者以外の誰かに不利益が生じる」「発話者はその行為の実現に関心がない」が挙げられる。これらは使用条件の仮説を立て調査を行ったが、結果として使用条件にならなかったものである。それぞれの例文の上に調査の段階で設定した条件を記載する。

なお、使用している記号とその意味は以下の通りである。

- 話者が容認できる
- × 話者が容認できない
- 未調査

誰が不利益を受けるかに着目した調査

調査対象者: 下郡方言母語話者 1 名 (筆者)

	raren 形	runa 形	tara akan 形
【私】私が疑われてしまうから、そのことは話してはいけない。	×	○	○
【私たち (聞き手は含まない)】 私たちが疑われてしまうから、そのことは話してはいけない。	×	○	○
【私たち (聞き手と第三者を含む)】 私たちが疑われてしまうから、そのことは話してはいけない。	○	○	○
【私たち (聞き手のみを含む)】 私たちが疑われてしまうから、そのことは話してはいけない。	○	○	○
【君】君が疑われてしまうから、そのことは話してはいけない。	○	×	×
【君たち】 君たちが疑われてしまうから、そのことは話してはいけない。	○	×	×
【彼】彼が疑われてしまうから、そのことは話してはいけない。	○	○	○
【彼ら】彼らが疑われてしまうから、そのことは話してはいけない。	○	○	○

誰にとってのどのような不利益を受けるかに着目した調査

調査対象者: 下郡方言母語話者 2 名 (①と②で番号付けをする)

【前提】 図工の授業で作った作品を聞き手が触っている, 話し手は聞き手に禁止をする

以下, 話し手を A, 聞き手を B, 第三者を C とする

	raren 形		runa 形		tara akan 形	
	①	②	①	②	①	②
【発話者にとって・行為の実現による感情の不利益】 ・ A が作った作品 ・ 触られるのが嫌だと感じている	×	×	×	×	×	×
【第三者にとって・行為の実現による感情の不利益】 ・ C が作った作品 ・ C は触られるのを嫌がるだろう	○	○	×	×	○	○
【聞き手にとって・行為の実現による物理の不利益】 ・ A が作った作品 ・ 触ると怪我をする恐れがあり, 危険	○	○	×	×	○	○
【発話者にとって・ルール違反による感情の不利益】 ・ A が作った作品 ・ 触ってはいけないというルールがある ・ そのルールを破ると連帯責任で怒られてしまうから嫌だ	×	×	×	×	×	×
【聞き手にとって・ルール違反による感情の不利益】 ・ A が作った作品 ・ 触ってはいけないというルールがある ・ そのルールを破ると B が怒られてしまう	×	×	×	×	○	○

禁止の対象となる行為のタイミング・行為の実現後の状態 (継続しているかどうか)・行為の実現後, その行為をしたという証拠があるかに着目した調査

調査対象者: 下郡方言母語話者 2 名 (①と②で番号付けをする)

以下, 話し手を A, 聞き手を B とする

【基本例文】 「ドアを開けてはいけない。」

	raren 形	runa 形	tara akan

					形	
	①	②	①	②	①	②
【開ける・前】 ・ドアの近くに立っている	×	×	×	×	○	○
【開ける・直前】 ・ドアノブを掴んでいる	○	○	×	×	○	○
【開ける・最中】 ・ドアを開けている	○	○	×	×	○	○
【開ける・後・継続・証拠アリ (確実)】 ・ドアを開けているのを目撃した	×	×	×	×	○	○
【開ける・後・継続・証拠アリ (微妙)】 ・聞き手だけを残して一度部屋を出た ・席を外して帰ってきたらドアが開いている	×	×	×	×	○	○
【開ける・後・継続・証拠ナシ】 ・不特定多数の人がいる部屋を一度出た ・席を外して帰ってきたらドアが開いている	×	×	×	×	×	×
【開ける・後・完了・証拠アリ (確実)】 ・聞き手がドアを開けて閉めるところを目撃した	×	×	×	×	○	○
【開ける・後・完了・証拠アリ (微妙)】 ・聞き手だけを残して一度部屋を出た ・席を外して帰ってきたらドアが一度開いた形跡がある	×	×	×	×	×	×
【開ける・後・完了・証拠ナシ】 ・不特定多数の人がいる部屋を一度出た ・席を外して帰ってきたらドアが一度開いた形跡がある	×	×	×	×	×	×

【基本例文】 「それを着てはいけない。」

	raren 形		runa 形		tara akan 形	
	①	②	①	②	①	②
【着る・前】 ・Bのものではない衣装が置いてある ・着ようとしているわけではない	×	×	×	×	×	×
【着る・直前】 ・Bのものではない衣装が置いてある	×	×	×	×	×	×

・手に取って眺めている衣装を出してきて眺めている						
【着る・最中】 ・Bのものではない衣装が置いてある ・着ている	×	×	×	×	×	×
【着る・後・継続・証拠アリ (確実)】	-	-	-	-	-	-
【着る・後・継続・証拠アリ (微妙)】	-	-	-	-	-	-
【着る・後・継続・証拠ナシ】	-	-	-	-	-	-
【着る・後・完了・証拠アリ (確実)】 ・Bのものではない衣装が置いてある ・今はもう既に脱いでいる ・AはBが着ているのを目撃していた	×	×	×	×	×	×
【着る・後・完了・証拠アリ (微妙)】 ・Bのものではない衣装が置いてある ・着て脱いだ後にたたんでいる最中 ・AはBが着ているのを目撃してはいない	×	×	×	×	×	×
【着る・後・完了・証拠ナシ】 ・Bのものではない衣装が置いてある ・誰かが着ていた形跡がある ・不特定多数の人がおり、誰が着たのかは特定できない ・AはBが着ているのを目撃してはいない	×	×	×	×	×	×

【基本例文】 「座ってはいけない。」

	raren 形		runa 形		tara akan 形	
	①	②	①	②	①	②
【座る・前】 ・Bの近くに座ってはいけない椅子がある ・今座ろうとしているわけではない	×	○	×	×	○	○
【座る・直前】 ・Bの近くに座ってはいけない椅子がある ・椅子の背もたれに手をかけている	○	○	×	×	○	○
【座る・最中】 ・Bが椅子に座っている	○	○	×	×	○	○
【座る・後・継続・証拠アリ (確実)】	-	-	-	-	-	-

【座る・後・継続・証拠アリ (微妙)】	-	-	-	-	-	-
【座る・後・継続・証拠ナシ】	-	-	-	-	-	-
【座る・後・完了・証拠アリ (確実)】 ・座ってはいけない椅子がある ・AはBが座っているのを目撃していた ・今はもう座っていない	×	×	×	×	○	○
【座る・後・完了・証拠アリ (微妙)】 ・座ってはいけない椅子がある ・AはBが座っているのを目撃していたわけではないが椅子にはだれか座っていたぬくもりがある ・その椅子がある部屋にはBしかいなかった ・今はもう座っていない	×	×	×	×	○	○
【座る・後・完了・証拠ナシ】 ・座ってはいけない椅子がある ・AはBが座っているのを目撃していたわけではないが椅子にはだれか座っていたぬくもりがある ・その椅子がある部屋には不特定多数がいた ・今はもう座っていない	×	×	×	×	○	○

【基本例文】 「広がってはいけない。」

	raren 形		runa 形		tara akan 形	
	①	②	①	②	①	②
【広がる・前】 ・車通りのある道路に沿って歩いている ・Bたちはきちんと歩道の中を歩いている	×	×	×	×	○	○
【広がる・直前】 ・車通りのある道路に沿って歩いている ・Bたちはふらふらとしている, 歩道からはみだしそう	×	×	×	×	×	○
【広がる・最中】 ・車通りのある道路に沿って歩いている ・Bたちはふらふらとしている, 歩道からはみだして広がっている	×	×	×	×	○	○
【広がる・後・継続・証拠アリ (確実)】	-	-	-	-	-	-

【広がる・後・継続・証拠アリ (微妙)】	-	-	-	-	-	-
【広がる・後・継続・証拠ナシ】	-	-	-	-	-	-
【広がる・後・完了・証拠アリ (確実)】 ・車通りのある道路に沿って歩いている ・B たちは歩道からはみだして広がっているのを A は目撃した ・今はもう広がっていない	×	×	×	×	○	○
【広がる・後・完了・証拠アリ (微妙)】 ・車通りのある道路に沿って歩いている ・B たちは歩道からはみだして広がっているのを A は目撃していないが、周囲の歩行者から「広がるな」という声が聞こえる ・今はもう広がっていない	×	×	×	×	○	○
【広がる・後・完了・証拠ナシ】 ・車通りのある道路に沿って歩いている ・B たちは歩道からはみだして広がっているのを A は目撃していないが、なんとなく周囲の歩行者から冷たい視線を感じる ・今はもう広がっていない	×	×	×	×	○	○

【基本例文】 「汚れてはいけない。」

	raren 形		runa 形		tara akan 形	
	①	②	①	②	①	②
【汚れる・前】 ・昨日雨が降ったため、泥だまりができています ・B がその泥だまりの近くにいる	×	×	×	×	×	×
【汚れる・直前】 ・昨日雨が降ったため、泥だまりができています ・B がその泥だまりの中に入ろうとしている	×	×	×	×	×	×
【汚れる・最中】 ・昨日雨が降ったため、泥だまりができています ・B がその泥だまりの中に入った	×	×	×	×	×	×
【汚れる・後・継続・証拠アリ (確実)】	-	-	-	-	-	-

【汚れる・後・継続・証拠アリ (微妙)】	-	-	-	-	-	-
【汚れる・後・継続・証拠ナシ】	-	-	-	-	-	-
【汚れる・後・完了・証拠アリ (確実)】 ・昨日雨が降ったため、泥だまりができていた ・B が外にでかけ、泥だまりの中に入ったところを見た ・今は衣服などを洗濯して綺麗な状態になっている	×	×	×	×	×	×
【汚れる・後・完了・証拠アリ (微妙)】 ・昨日雨が降ったため、泥だまりができていた ・B が外にでかけ、泥だまりの中に入ったところを見てはいない ・B の泥だらけの洗濯物がおいてある	×	×	×	×	×	×
【汚れる・後・完了・証拠ナシ】 ・昨日雨が降ったため、泥だまりができていた ・B が外にでかけ、泥だまりの中に入ったところを見てはいない ・泥だらけの洗濯物がおいてあるが、誰のものかは分からない	×	×	×	×	×	×

【基本例文】 「歩いてはいけない。」

	raren 形		runa 形		tara akan 形	
	①	②	①	②	①	②
【歩く・前】 ・入ってはいけない花畑がある ・B が近くにいる	×	×	×	×	×	×
【歩く・直前】 ・入ってはいけない花畑がある ・B が足を踏み入れようとしている	○	○	×	×	○	○
【歩く・最中】 ・入ってはいけない花畑がある ・B がその中を歩いている	○	×	×	×	○	○
【歩く・後・継続・証拠アリ (確実)】	-	-	-	-	-	-
【歩く・後・継続・証拠アリ (微妙)】	-	-	-	-	-	-
【歩く・後・継続・証拠ナシ】	-	-	-	-	-	-

【歩く・後・完了・証拠アリ (確実)】 ・入ってはいけない花畑がある ・B がその中を歩いているのを目撃した ・今はもう歩いていない	○	×	×	×	○	○
【歩く・後・完了・証拠アリ (微妙)】 ・入ってはいけない花畑がある ・B がその中を歩いているのを目撃したわけではないが、花畑は踏み荒らされており、B に花びらなどもついている	○	×	×	×	○	○
【歩く・後・完了・証拠ナシ】 ・入ってはいけない花畑がある ・B がその中を歩いているのを目撃したわけではない ・花畑は踏み荒らされており、B に花びらなどがついているわけではない	×	×	×	×	×	×

【基本例文】 「泣いてはいけない。」

	raren 形		runa 形		tara akan 形	
	①	②	①	②	①	②
【泣く・前】 ・B が上司に叱られていた ・今泣きそうというわけではない	×	×	×	×	×	×
【泣く・直前】 ・B が上司に叱られていた ・今にも泣きそうな顔をしている	○	×	○	×	×	×
【泣く・最中】 ・B が上司に叱られていた ・泣いている	○	×	○	×	×	×
【泣く・後・継続・証拠アリ (確実)】	-	-	-	-	-	-
【泣く・後・継続・証拠アリ (微妙)】	-	-	-	-	-	-
【泣く・後・継続・証拠ナシ】	-	-	-	-	-	-
【泣く・後・完了・証拠アリ (確実)】 ・B が上司に叱られていた ・泣いているところを A は目撃していた ・今泣いているわけではない	○	×	×	×	×	×

【泣く・後・完了・証拠アリ (微妙)】 ・B が上司に叱られていた ・泣いているところを A は目撃していないが、涙の跡がついている	×	×	×	×	×	×
【泣く・後・完了・証拠ナシ】 ・B が上司に叱られていた ・泣いているところを A は目撃していない ・いつもの B ならおそらく泣いている	×	×	×	×	×	×

【基本例文】 「考えてはいけない。」

	raren 形		runa 形		tara akan 形	
	①	②	①	②	①	②
【考える・前】 ・A と B が昨日の晩御飯について話したが、B は何を食べたか思い出せなかった ・もうすっかりその話を忘れていたようだ	×	×	×	×	×	×
【考える・直前】 ・A と B が昨日の晩御飯について話したが、B は何を食べたか思い出せなかった ・「晩御飯」というワードを聞いてはっとした	×	×	×	×	×	×
【考える・最中・継続・証拠アリ (確実)】 ・A と B が昨日の晩御飯について話したが、B は何を食べたか思い出せなかった ・「晩御飯」というワードを聞いて「そういえば…なんだっけ」とつぶやいている	×	×	×	×	×	×
【考える・最中・継続・証拠アリ (微妙)】 ・A と B が昨日の晩御飯について話したが、B は何を食べたか思い出せなかった ・「晩御飯」というワードを聞いて遠い目をしている	×	×	×	×	×	×
【考える・最中・継続・証拠ナシ】 ・A と B が昨日の晩御飯について話したが、B は何を食べたか思い出せなかった ・「晩御飯」というワードが会話に出てきた	×	×	×	×	×	×

【考える・後・完了】	-	-	-	-	-	-
------------	---	---	---	---	---	---

【基本例文】 「驚いてはいけない。」

	raren 形		runa 形		tara akan 形	
	①	②	①	②	①	②
【驚く・前】 ・A は今から B が驚くような話をしようとしている	×	×	×	×	×	×
【驚く・直前】 ・A は B が驚くような話をしており、一番驚かれる部分を話すところまできた	×	×	×	×	×	×
【驚く・最中】 ・A は B が驚くような話をしており、B がびっくりしている	×	×	×	×	×	×
【驚く・後・継続・証拠アリ (確実)】	-	-	-	-	-	-
【驚く・後・継続・証拠アリ (微妙)】	-	-	-	-	-	-
【驚く・後・継続・証拠ナシ】	-	-	-	-	-	-
【驚く・後・完了・証拠アリ (確実)】 ・A は B が驚くような話をした ・B はびっくりしていた	×	×	×	×	×	×
【驚く・後・完了・証拠アリ (微妙)】 ・A は B が驚くような話をした ・B はびっくりしたようには見えなかったが、動揺はしている そうだ	×	×	×	×	×	×
【驚く・後・完了・証拠ナシ】 ・A は B が驚くような話をした ・B はびっくりしたようには見えなかった	×	×	×	×	×	×

3つの条件に着目した調査

- (I) 禁止の対象となる行為を行おうとしているか
- (II) 発話者はその行為の実現に関心がないか
- (III) 禁止される行為で発話者以外の誰かに不利益が生じるか

調査対象者: 下郡方言母語話者 7名

【例文】 「お酒飲まれん。」

使用条件				容認した 人数
(I)	(II)	(III)		
○	○	○	旅行者 A さんから旅行者 B さんに ・しきたりを守らないと罰金があるらしい B さんはもう飲みそう	6
○	○	×	旅行者 A さんから旅行者 B さんに ・しきたりを守らないといけならしい B さんはもう飲みそう	1
○	×	○	地元の人 A さんから旅行者 B さんに ・しきたりを守らないと罰金がある B さんはもう飲みそう	4
×	○	○	旅行者 A さんから旅行者 B さんに ・しきたりを守らないと罰金があるらしい B さんはもう飲んでしまった	2
○	×	×	地元の人 A さんから旅行者 B さんに ・しきたりを守らないといけならしい B さんはもう飲みそう	1
×	○	×	旅行者 A さんから旅行者 B さんに ・しきたりを守らないといけならしい B さんはもう飲んでしまった	1
×	×	○	地元の人 A さんから旅行者 B さんに ・しきたりを守らないと罰金がある B さんはもう飲んでしまった	1
×	×	×	地元の人 A さんから旅行者 B さんに ・しきたりを守らないといけならしい B さんはもう飲んでしまった	0

使用条件				容認した 人数
(I)	(II)	(III)		
○	○	○	日本に住む A さん→韓国から来た留学生の B さん (19 歳) に ・日本では 20 歳までお酒を飲めない, 違反すると罰則がある ・「いいような気がするけど…」といいながら ・B さんは飲もうとしている	6
○	○	×	日本に住む A さん→韓国から来た留学生の B さん (19 歳) に ・日本では 20 歳までお酒を飲んではいけない	0

			<ul style="list-style-type: none"> ・「いいような気がするけど…」といいながら ・Bさんは飲もうとしている 	
○	×	○	日本に住むAさん→韓国から来た留学生のBさん(19歳)に <ul style="list-style-type: none"> ・日本では20歳までお酒を飲めない, 違反すると罰則がある ・「日本にいるなら日本のルールを守らなきゃ！」 ・Bさんは飲もうとしている 	3
×	○	○	日本に住むAさん→韓国から来た留学生のBさん(19歳)に <ul style="list-style-type: none"> ・日本では20歳までお酒を飲めない, 違反すると罰則がある ・「いいような気がするけど…」といいながら ・一般論として教えてあげている 	2
○	×	×	日本に住むAさん→韓国から来た留学生のBさん(19歳)に <ul style="list-style-type: none"> ・日本では20歳までお酒を飲んではいけない ・「日本にいるなら日本のルールを守らなきゃ！」 ・Bさんは飲もうとしている 	1
×	○	×	日本に住むAさん→韓国から来た留学生のBさん(19歳)に <ul style="list-style-type: none"> ・日本では20歳までお酒を飲んではいけない ・「いいような気がするけど…」といいながら ・一般論として教えてあげている 	0
×	×	○	日本に住むAさん→韓国から来た留学生のBさん(19歳)に <ul style="list-style-type: none"> ・日本では20歳までお酒を飲めない, 違反すると罰則がある ・「日本にいるなら日本のルールを守らなきゃ！」 ・一般論として教えてあげている 	2
×	×	×	日本に住むAさん→韓国から来た留学生のBさん(19歳)に <ul style="list-style-type: none"> ・日本では20歳までお酒を飲んではいけない ・「日本にいるなら日本のルールを守らなきゃ！」 ・一般論として教えてあげている 	0

誰にどんな被害があるかに着目した容認度を答えてもらう調査

調査対象者: 下郡方言母語話者 22名

直接的な不利益: その行為によって生じる物的被害

間接的な不利益: その行為によって生じる副次的被害, または心的被害

容認度平均は小数点第3位を四捨五入

		1	2	3	4	5	6	7	平均
非 話	【話し手に直接的な不利益・聞き手に直接的な不利益(強調)】	0	1	0	0	1	1	19	6.64

し 手 不 利 益 条 件	ほれ倒したら私と君どっちも怪我するし、特に君、今骨折しとってよけれんのやけん、触られん。								
	【話し手に直接的な不利益・聞き手に間接的な不利益 (強調)】 ほれ倒したら私は怪我をするし、君も怪我させたら怒られてしまうだろけん、触られん。	0	1	2	1	2	2	14	6
	【話し手に直接的な不利益・聞き手に直接的な不利益・第三者に直接的な不利益 (強調)】 ほれ倒したら私と君、そこにおる彼も怪我してしまう。特に彼は骨折しとってよけれんのやけん、触られん。	0	1	0	0	2	6	13	6.32
	【話し手に直接的な不利益・聞き手に間接的な不利益・第三者に直接的な不利益 (強調)】 ほれ倒したら私と彼、特に今骨折しとる彼はよけれんけん、どっちも怪我してしまう。君も怪我させたら怒られるだろけん、触られん。	0	0	1	2	3	6	10	6
話 し 手 不 利 益 条 件	【話し手に間接的な不利益・聞き手に直接的な不利益 (強調)】 ほれ倒したら君今骨折しとって絶対によけれんのやし、怪我するよ。私も止めんかったら怒られてしまうし。触られん。	0	3	5	6	3	0	5	4.32
	【話し手に間接的な不利益 (強調)・聞き手に直接的な不利益】 ほれ倒したら君怪我してしまうよ。私も止めんかったら絶対に怒られてしまうけん、触られん。	0	2	2	3	4	3	8	5.27
	【話し手に間接的な不利益・聞き手に直接的な不利益・第三者に直接的な不利益 (強調)】 ほれ倒したら君と彼どっちも怪我してしまう。特に彼は骨折しとってよけれんし、ついでに言うとも止めんかったら怒られるけん、触られん。	0	1	1	1	5	5	9	5.77
	【話し手に直接的な不利益 (強調)・聞き手に直接的な不利益】 ほれ倒したら私と君どっちも怪我するし、私は	0	2	2	0	2	1	15	5.95

骨折しとってよけれんけん、触られん。									
【話し手に直接的な不利益 (強調)・聞き手に間接的な不利益】 ほれ倒したら、今骨折しとる私は絶対によけれんし、君も怪我させたら怒られるけん。触られん。	0	1	3	5	0	3	10	5.41	

グロス・記号一覧

ADD	additive	累加
AUX	auxiliary	補助動詞
CJP	conjunctive particle	接続助詞
CNT	continuous	継続相
COP	copula	コピュラ
CSL	casual	順接 (確定条件)・原因・理由
DAT	dative	与格
FN	formal noun	形式名詞
FOC	focus	焦点
GEN	genitive	属格
INS	instrumental	具格
NEG	negation	否定
NPST	non-past	非過去
PASS	passive	受動
POT	potential	可能
PROH	prohibitive	禁止
PST	past	過去
SFP	sentence final particle	文末助詞
THM	thematic vowel	語幹母音
TOP	topic	主題
=		接語境界
-		接辞境界
*		話者が容認できない表現